

オンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカードを使ったオンライン資格確認を導入しています。

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証をご掲示いただくなくても医療保険の資格確認がスムーズにできるようになります。マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり保険証をご掲示ください。

また、マイナンバーカードをお持ちであれば、患者さんの同意により保険者に申請していただくなくても当院で限度額適用認定証等の情報が得られるようになり、限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

※マイナンバーカードを保険証として使うためには、カード取得後に健康保険証としての利用申込が必要です。詳しくは、[マイナポータル](#)や[厚生労働省のホームページ](#)などをご参照下さい。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードを置いてください。

マイナンバーカードが保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、事前情報等の提供依頼を伝えるは、今までに比べて迅速な対応が期待でき、より適切な診療が受けられるようになります。*医療費は、原則、通知医療・契約医療の有資格者のみです。

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を支払う必要がなくなります。

このステッカーが目印！

医療機関の受付でマイナンバーカード
マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは **マイナポータル**